

2025 年岐阜県発明くふう展ご案内

会 期 令和 7 年 10 月 17 日（金）～20 日（月） [4 日間]
10:00～18:00（最終日は 16:00 まで）

会 場 マーサ 2 1（岐阜市正木中 1 丁目 2-1）

展示場所	一般の部（有料）	1 階「マーサスクエア」	す べ て 入 場 無 料
	一般の部（無料）	4 階「マーサホール」	
	児童・生徒の作品の部	4 階「マーサホール」	
	児童・生徒の絵画の部	1 階「マーサスクエア」	
	商標・社標の部（有料）	1 階「マーサスクエア」	

* 4 階「マーサホール」へのご案内 西スロープより「本館立体駐車場 4 階①」
または、1 階「マーサスクエア南入口」
付近のエレベータをご利用ください。

応募締切日：令和 7 年 9 月 12 日（金）

[実行委員会事務局必着・期限厳守]

《主 催》岐阜県・岐阜市・一般社団法人岐阜県発明協会

《運 営》2025 年岐阜県発明くふう展実行委員会

2025 年岐阜県発明くふう展開催要綱

★趣 旨

科学技術の発展は、これまで我が国の社会、経済振興の原動力として大きな役割を担っており、技術革新が加速している現在においては、新たな自立的発展と科学技術を通じた産業の振興や次世代の人材育成が今後取り組むべき重要な課題の一つであると考えます。

新型コロナウイルス感染症が第5類に移行して2年が経ち、これまで制限されてきた経済活動や学校教育活動が回復しつつある中で、これまで以上に技術革新や人材育成により発想力を高め、新たなアイデアの創出を加速していく必要があります。

「岐阜県発明くふう展」は、各界各層のご支援ご協力を得て、本年度で第72回を迎えました。本年も県民の優れたアイデア・発明考案品を募集し、作品を一堂に展示することによって、一層発明思想の高揚と科学技術の振興並びに地域産業の発展に寄与することを開催の目的としています。

★主 催 岐阜県・岐阜市・一般社団法人岐阜県発明協会

★後 援（申請予定）

文部科学省、特許庁、中部経済産業局、岐阜県教育委員会、岐阜県市長会、岐阜県町村会、日本弁理士会、公益財団法人中部科学技術センター、日本弁理士会東海会、公益社団法人発明協会

★協 賛（申請予定）

岐阜県商工会議所連合会、岐阜県繊維協会、岐阜県陶磁器工業協同組合連合会、岐阜県紙業連合会、岐阜県機械金属協会、岐阜県木工連合会、岐阜県プラスチック工業組合、岐阜県食品産業協議会

★運 営 2025 年岐阜県発明くふう展実行委員会

★会 期 令和7年10月17日（金）～20日（月）[4日間]

★会 場 『マーサ21』（〒502-8521 岐阜市正木中1丁目 2-1 TEL 058-295-2222（代表））

★表彰式（1階「マーサスクエア」）

◎「児童・生徒の作品の部」、「児童・生徒の絵画の部」

令和7年10月19日（日） 14:30～16:00

◎「一般の部」

令和7年10月20日（月） 15:00～16:00

★特別展示（4階「マーサホール」）

◎第83回全日本学生児童発明くふう展特別賞受賞作品の紹介

★注意事項

◎特許、実用新案および意匠の出願を予定している方は、本展に申し込まれる前に、特許庁への出願の手続きを終了してください。なお、出願が間に合わない場合でも、本展開催日より1年以内であれば、出願は可能ですが、先に他の人が出願した場合、権利取得ができなくなります。

◎作品に曲を用いたり、歌詞を表示することは、著作権侵害にあたる為、製作前に許可を得て使用料を納付する必要があります。ただし、童謡等権利期間外の曲はこの限りではありません。また、キャラクター（例えばピカチュウ、ドラえもん、ミッキーマウスなど）の使用についても、事前に著作者に了解を求める事が必要となり、著作権侵害にあたる作品（絵画も含む）は、賞の対象としないことがあります。

★出品物の管理

◎作品の搬入後、その取扱保管には最善の注意を払いますが、万一、火災・盗難その他不可抗力により紛失又は破損した場合、責任を負いません。特に多数の観覧者が来場する展覧会場において作品に破損・故障等が発生した場合についての責任は負いかねますので、予めご了承ください。

一般の部

1. 応募資格

県内に在住する個人・グループ又は法人(県外の者は実行委員会の承認を得た者)。
共同権者・共同出願人・共同発明者がいる場合は、必ず双方の了承を得て応募してください。

2. 募集作品

- 1) 特許・実用新案については、原則として過去5年以内に出願又は登録されたものとします。
意匠については、過去4年以内に出願又は登録されたもの。ただし、賛助出品(無審査)は、この限りではありません。
- 2) 産業上又は日常生活に有益な新製品、アイデア作品など。ただし、過去に本展に応募したことのあるもの及び文書・図面のみのものは、対象外とします。
- 3) 出願されていないものや、登録されていない出願中のものでも応募できますが、事前審査の対象とはしません。当日審査のみとなります。
- 4) **原則として、無料コーナーの出品物の大きさは縦・横・高さとも100cm以内、重さは20kg以内とします。(ただし、破損及び変質しやすいものは除きます。)**
- 5) **1人2点までとします。**

3. 出品料

1)「有料小間」(税込価格)

(小) 間口1.3m×奥行1.3m	台無	31,000円	台有	39,500円
(中) 間口1.8m×奥行1.3m	台無	52,000円	台有	65,700円
(大) 間口2.7m×奥行1.3m	台無	72,000円	台有	89,300円

2)「無料コーナー」=無料

4. 装飾等

- 1)会場の装飾は、実行委員会において基礎整備は行いますが、特別の装飾・装置等や、実演等を希望する場合は、あらかじめ実行委員会の承認を得てください。また、その経費は出品者の負担とします。
- 2)有料小間・無料コーナーともに、提出していただいた内容説明書②を作品に添えます。

5. 申込方法

- 1)所定の出品申込書①・内容説明書②に必要な事項を記入し、特許庁に登録または公開されているもので、審査の対象にする場合は、

**特許公報(または公開特許公報)・登録実用新案公報・意匠公報の写しを1部添付してください。
また、登録実用新案公報については、技術評価書がある場合は写しを1部添付してください。**

- 2)出品申込書①・内容説明書②は作品とは別に、実行委員会事務局または最寄りの一般社団法人岐阜県発明協会の各支会(以下、「各支会」)事務局宛に提出してください。(最終ページ記載)

6. 募集期間

令和7年6月30日(月)～9月12日(金)[実行委員会事務局必着・期限厳守]

7. 搬入・搬出(時間厳守で行います。)

1)「有料小間」(1階「マーサスクエア」)

搬入 令和7年10月16日(木) 8:00～10:00

搬出 令和7年10月20日(月)16:00～17:00

2)「無料コーナー」(4階「マーサホール」)

搬入 令和7年10月14日(火)14:00～17:00

搬出 令和7年10月20日(月)16:00～17:00

8. 審査

実行委員会長が委嘱した専門家・学識経験者で構成された審査委員会が審査にあたります。

審査日 令和7年10月16日(木)10:00～15:00

9. 表彰

表彰式 令和7年10月20日(月)15:00～16:00

(表彰件数は別表のとおり)

10. 入賞者の発表

審査会終了後に、実行委員会事務局から入賞者へ連絡します。

11. その他

応募要件を満たしている優秀な出品物の発明・創作者が応募を希望する場合、公益社団法人発明協会主催の「中部地方発明表彰」候補者として推薦します。

児童・生徒の作品の部

1. 応募資格

県内の小・中・高等学校(高等専門学校および専修学校については、高等学校と同じく3年生まで)の児童・生徒

2. 募集作品

- 1) 作品は1人あるいは共同(3名以内)で発明くふうしたものに限り、単なる工作品や模型、あるいは破損、変質しやすいもの、文書・図面だけのもの、他人の作品をまねしたもの(著作権侵害)、及び過去に本展に応募したことのあるものは対象外とします。
- 2) 著作権の存続している著作物(音楽、イラスト、キャラクター等)を使用する場合には事前に著作者の許諾を得ているものに限り、
- 3) 作品の大きさは、**たて・よこ・高さとも100cm 以内、重さは20kg以内とします。規格を超えた場合、展示及び審査の対象外となりますのでご注意ください。**
- 4) 作品は原則として一般社団法人岐阜県発明協会の支会または公益社団法人発明協会の少年少女発明クラブ(以下、「各支会」)が推薦する作品に限り、**ただし、例年展覧会が行われていない地域や、高等学校の生徒の作品はこの限りではありません。**
- 5) 1人1点とします。

3. 申込方法

所定の申込書①と説明書②に必要事項を記入し、作品とは別に実行委員会事務局または最寄りの各支会事務局宛に提出してください。(最終ページ記載)

4. 募集期間

各支会の締切日は実行委員会締切日より約 1 ヶ月前になりますので、ご注意ください。詳細は所属の各支会(最終ページ記載)へお問い合わせください。

実行委員会締切日は令和7年9月12日(金)[実行委員会事務局必着・期限厳守]

5. 搬入・搬出(4階「マーサホール」)(時間厳守で行います)

搬入 令和7年10月14日(火)14:00~17:00

搬出 令和7年10月20日(月)16:00~17:00

6. 審査

実行委員会長が委嘱した専門家・学識経験者で構成された審査委員会が審査にあたります。

審査日 令和7年10月15日(水)10:00~17:00

7. 表彰

表彰式 令和7年10月19日(日)14:30~15:15

(表彰件数は別表のとおり)

8. 入賞者の発表

会期中、実行委員会事務局から入賞者へ連絡します。(ただし、各支会経由で応募された入賞者には各支会より連絡します。)

9. その他

- 1) 応募者全員に参加賞を贈ります。
- 2) 金賞・銀賞受賞者は、公益社団法人発明協会主催の「全日本学生児童発明くふう展」への出品を推薦します。
- 3) 「全日本学生児童発明くふう展」において、恩賜記念賞並びに特別賞受賞者は「青少年創造性開発育成海外交流派遣団員」のメンバーに選ばれるチャンスがあり、「世界青少年発明工夫展」に参加するため、海外に行っていただくことがあります。

児童・生徒の絵画の部

1. 応募資格

県内の小・中学校の児童・生徒

2. 募集作品

- 1) 「未来の科学の夢や未来の世界」を描いたものとします。
- 2) **1人1点とします。**
- 3) 画材は絵の具、クレヨン、サインペンなど自由です。
- 4) 作品の大きさは、B3判(36.4cm×51.5cm)または四つ切りの画用紙を使用してください。ただし、立体は除きます。
- 5) 作品は原則として一般社団法人岐阜県発明協会の支会または公益社団法人発明協会の少年少女発明クラブ(以下、「各支会」)が推薦する作品に限ります。ただし、例年展覧会が行われていない地域はこの限りではありません。
- 6) 他人の作品をまねたもの、過去に発表したことのあるものは、対象外となります。
- 7) 著作権の存続している著作物(イラスト、キャラクターなど)を使用する場合は、事前に作者の承諾を得ているものに限りします。
- 8) 図鑑などを参考にした場合は、申込書の参考資料欄に本の名前を記入してください。
- 9) 入賞作品の著作権は実行委員会に属するものとします。
- 10) 厚さ3mmを超える作品は、応募できません。
- 11) 作品は手書きされたものとし、パソコン等を用いて作画したものは対象としません。

3. 申込方法

所定の申込書に必要事項を記入し、申込書のコピーを作品の裏面右に貼り、実行委員会事務局または最寄りの各支会事務局宛、**絵画と一緒に提出してください。**

(最終ページ記載)

4. 募集期間

各支会の締切日は実行委員会締切日より約1ヶ月前になりますので、ご注意ください。詳細は所属の各支会(最終ページ記載)へお問い合わせください。

実行委員会締切日は令和7年9月12日(金)[実行委員会事務局必着・期限厳守]

5. 審査

令和7年10月上旬(予定)

実行委員会長が委嘱した専門家・学識経験者で構成された審査委員会が審査にあたります。

6. 表彰

表彰式 令和7年10月19日(日)15:30~16:00

(表彰件数は別表のとおり)

7. 入賞者の発表

会期中、実行委員会事務局から入賞者へ連絡します。(ただし、各支会経由で応募された入賞者には各支会より連絡します。)

8. その他

- 1)応募者全員に参加賞を贈ります。
- 2)応募されたすべての絵画は、公益社団法人発明協会主催の「未来の科学の夢絵画展」への出品を推薦します。
- 3)入賞作品の著作権は一般社団法人岐阜県発明協会並びに公益社団法人発明協会に属するものとします。入賞作品は本展普及等の目的で、主催者及び後援・協賛団体等の印刷物・ホームページ等に掲載させていただく場合があります。

商標・社標の部

1. 応募資格

県内に在住の個人又は法人

2. 募集商標・社標

商標・社標として現在使用しているもの。

3. 出品料（税込価格）

1) 継続出品 1件 5,100円

2) 新規出品 1件 10,300円（パネル作成費用を含む）

4. 申込方法

1) 継続出品

所定の申込書に必要事項を記入し、実行委員会事務局または最寄りの一般社団法人岐阜県発明協会の各支会（以下、「各支会」）事務局宛に提出してください。（最終ページ記載）
ただし、「申込者・連絡先」の欄以外の記入は省略しても構いません。

2) 新規出品

所定の申込書に必要事項を記入し、商標・社標の色見本と一緒に、商標登録を受けたものは公報の写しを1部、出願中のものは願書の写しを1部添付して、実行委員会事務局または最寄りの各支会事務局宛に提出してください。

5. 募集期間

令和7年6月30日(月)～9月12日(金) [実行委員会事務局必着・期限厳守]

6. パネルの保管

商標・社標パネルは実行委員会事務局で保管します。

全日本学生児童発明くふう展応募作品に対する 一般社団法人日本音楽著作権協会の見解

1. 第三者の著作物を使用する場合はあくまでも著作者と使用者の使用許諾・契約によるものであるから、使用するキャラクターについても事前に著作者に了解を求める必要がある。

ただ、外国のキャラクター等については著作権管理者の特定が難しい場合がある。

2. 著作権では、全くのコピーの無断使用を防止することが目的ではあるが、最近では近似しているものにまで及んでおり、オリジナルの著作物への影響も考慮されている場合があるので注意が必要。

3. 音楽における著作権は、演奏使用に係るもの複製使用に係るもの出版（歌詞等の表示）に係るものがあるが、

①演奏（作品が奏でる音源を含む）が営利目的でない場合は許諾・使用料納付の手続きは不要。（演奏許諾）

②作品に曲を用いることは、複製（音楽を CD からカセットテープへダビングすることと同じ）使用料が発生する。ただし、童謡等権利期間外の曲はこの限りでない。（複製許諾）

③曲の再現だけでなく、歌詞を表示することは、出版使用料が発生する。（出版許諾）

加えて、これらの使用料は、展示するか否かではなく製作するか否かで判断するものであり、製作前に許可を得、使用料を納付する必要がある。

また、展示する際は、許可を得ていることを表示（許諾番号の表示やシールの添付）する必要がある。

既存の曲を記憶させた IC チップを使用する場合にも事前にメーカーに問い合わせるか社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）に許可を得ているかを確認する必要がある。

【著作権に関する問い合わせ先】

- ◎ 文化庁 著作権課 東京都千代田区霞が関 3-2-2 TEL 03-5253-4111(代表)
ホームページ <http://www.bunka.go.jp/>
- ◎ (一社)日本音楽著作権協会(JASRAC) (音楽作品を利用する場合)
東京都渋谷区上原 3-6-12 TEL 03-3481-2121(代表)
ホームページ <http://www.jasrac.or.jp/>
- ◎ (一社)日本レコード協会(RIAJ) (音楽 CD を利用する場合)
東京都港区虎ノ門 2-2-5 共同通信会館 9 階 TEL 03-5575-1301 (代表)
ホームページ <http://www.riaj.or.jp/>

以上